

ヒルフェ通信(9月号)

❖ そっと寄り添いやさしくサポート ❖

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆成年後見制度の利用促進法レポート⑥

今回は、前回の民法等一部改正法(略称「円滑化法」とも)の続き。民法の一部改正を実現する手続法の一部改正で、以下のとおりです。

2家事事件手続法の一部改正

家裁の「成年後見に関する審判事件」の中、①郵便物等の配達嘱託に関する審判(嘱託の取り消し・変更も含む、以下「郵便物等の配達嘱託等審判」と略称)、②成年被後見人死亡後の火葬等に関する契約締結その他相続財産保存に必要な行為の許可(以下「死後の契約締結等許可」と略称)に関し、本人側の手続保障をするため、次の点につき、条文を追加・修正するものです。



(1)手続行為能力(118条)

後見開始(1号)、成年後見人選任・解任(3・4号)等の審判において、本人(成年被後見人となるべき者・成年被後見人)は法定代理人によらずに自ら手続行為をすることができるとされる中、郵便物等の配達嘱託等審判(新8号)を加えて全10号に。

(2)陳述の聴取(120条1項)

前記と同様な審判(1～5号)において、本人や成年後見人の陳述を聴かなければならないとされる中、郵便物等の配達嘱託等審判(新6号)を加える。

(3)審判の通知・告知(122条)

①1項を修正し、後見開始の審判は成年被後見人になるべき者に「通知」しなければならない(新1号)とすると共に、郵便物等の配達嘱託等審判は成年被後見人に通知(新2号)を加える。(そして、この2項を一新3項とする)

②現2項＝後見開始等の審判は、成年後見人に選任される者等に「告知」しなければならない(1号、2号)とされる中、郵便物等の配達嘱託等審判は成年後見人に告知(新3号)、を加える。

③新2項＝郵便物等の配達嘱託等審判は信書の送達事業者告知を要しないが「通知」を要する、を加える。

※「告知」は、口頭による告知、書面の送付、送達などの方法により、手続的効力を生じさせるもの(但し、即時抗告できる審判は確定により効力発生;74条)。

(4)即時抗告(＝不服申立、123条)

後見開始(1号)・成年後見人解任(4号)の審判等で、本人・成年後見人等が即時抗告をすることができる審判(1項)に、①郵便物等の配達嘱託等審判関係(新8～10号)、②死後の契約締結等許可申立却下の審判(新11号)を加える。

(5)陳述の聴取の例外

郵便物等配達嘱託審判等に対し不服申立て(即時抗告)があった場合、抗告裁判所は、原審の当事者等の陳述を聴かなければ原審判を取り消すことができない(89条1項＝不利益を受ける者の手続保障)とされる中、郵便物等の配達嘱託等審判においては、信書の送達事業者の陳述を聴くことを要しない(123条の2)を加える。

(6)最後に、家裁の審判事項(39条)追加として、「別表第一」に、①郵便物等の配達嘱託等(十二の二)と

②死後の契約締結等許可(十六の二)を加える。

(理事 高橋進)

◆災害時緊急連絡用掲示板を設置いたしました。

昨年、ヒルフェホームページに、会員用の「災害時緊急連絡用掲示板」を設置致しました。これは、ヒルフェ会員の安否、被後見人等の安否、その他緊急連絡用に、震度6以上の地震災害の際に使用することを想定しています。大規模災害で電話が使用できない時などに、安否確認をするツールのひとつとしてご利用ください。9月1日は防災の日ですが、何かの折に、是非一度はテスト利用をお願いします。(必ず題名にテストと記入ください。)

記載例1

題名: 安否

内容: 新宿地区 行政太郎 無事です。(〇〇小に

記載例2

題名: 世田谷地区情報

内容: 世田谷地区 行政花子 無事です。